

尾道市子ども食堂支援事業補助金

— 募集のお知らせ —

尾道市では、地域子どもたちを対象に「食」の提供をとおして、安心して過ごせる子どもの居場所づくりに取り組まれる団体に対し、その開設及び運営にかかる費用の一部を補助する事業を実施します。

さまざまな家庭環境で暮らす子どもたちが地域とつながり、健やかに育つ地域環境づくりを進めていきます。

1 補助対象となる事業

以下の要件をすべて満たしているものが対象となります。

- (1) 子どもに無料又は安価な食事（おやつ等の軽食を含む。）を提供すること。
- (2) 食事の提供だけでなく、子どもが配膳や片づけなどを一緒にできるような声かけや、学習の支援、参加者同士がコミュニケーションを図る場づくりなどを行い、子どもが社会性を学びながら、地域の人たちと安心して過ごすことのできる「居場所づくり」を実施すること。
- (3) 宗教活動または政治活動並びに営利を目的としないこと。
- (4) 毎月1回以上又は年12日以上実施し、かつ、1回当たりの開催時間を2時間以上とすること。
- (5) 開設時においては、常駐できる責任者を配置すること。また、責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを配置すること。
- (6) 18歳未満の子どもの利用が平均して5人以上見込めること。
- (7) 居場所を必要とする児童を広く受け入れること。また、事業実施について、チラシの配布・掲示やホームページ等により広く周知を行うこと。
- (8) 事業の実施中や帰宅時等において、利用者の安全管理に十分配慮すること。
- (9) 常に食品衛生に配慮した運営に努めること。

2 補助対象団体

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申請することができます。

- (1) 団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (2) 事業において、明朗な会計及び経理を実施し、その報告をすることができる団体であること。
- (3) 活動内容が公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 継続的かつ安定的に補助対象事業を行うことができること。

3 補助金の交付額

(1) 対象経費 <別表参照>

- ① 子ども食堂事業の開設に要する費用（開設費）
- ② 子ども食堂事業の運営に要する費用（運営費）

※事業実施初年度においては、①②の両方を申請することができます。

(2) 補助額

- (1)①②とも補助対象経費の2/3以内（上限 10万円）

4 留意事項

申請及び事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- (1) 開設後は、市が開催する会議において事業報告や意見交換を行うなど、子どもの居場所づくり事業の普及のため、協力を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に十分配慮すること。
- (3) 子ども食堂の開設及び運営に関し、同じ経費に対して、この要綱に基づく補助金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。
- (4) 提出書類は、審査結果に関わらず返却しません。また、尾道市情報公開条例により情報公開の対象となる場合があります。
- (5) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

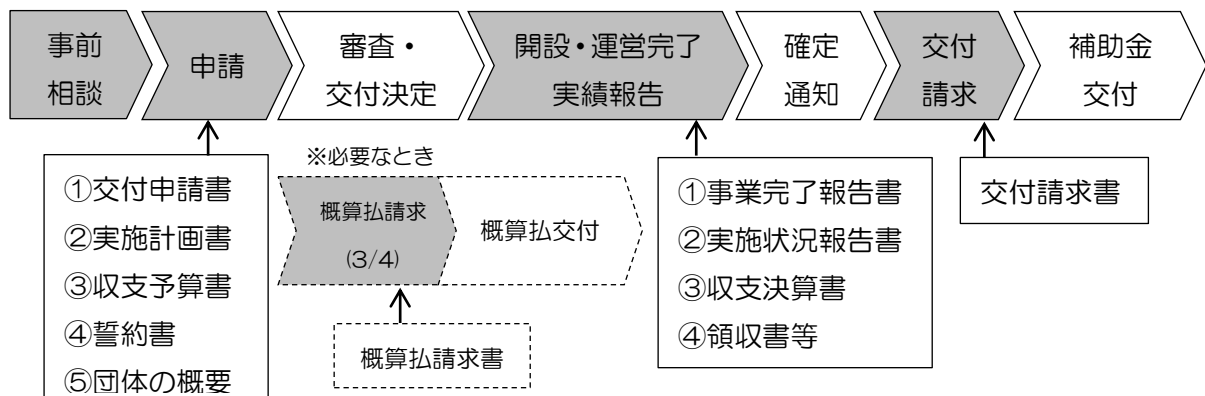
5 スケジュール

令和3年4月1日（木）から随時受け付けています。

申請をする前に必ず、子どもの居場所づくりネットワーク事務局（下記お問合せ先）へご相談ください。

【注意】 予算の範囲内での実施になるため、年度途中で募集を終了することがあります。

6 事前相談から補助金交付までのながれ



※各様式については「尾道市子ども食堂支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

7 事前相談窓口

尾道市子どもの居場所づくりネットワーク事務局

住所：〒722-0017 尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター
社会福祉協議会内サポートセンター

電話：0848-21-0322 FAX：0848-22-9111

E-mail：kodomo-ibasyo@onomichi-shakyo.jp

8 申請書類等の提出窓口

尾道市福祉保健部子育て支援課児童福祉係

住所：〒722-8501 尾道市久保 1-15-1 尾道市役所1階

電話：0848-38-9205 FAX：0848-38-9206

E-mail：k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

別表

<補助対象経費>

区分	費目	主な内容
開設費	修繕費又は 工事請負費	建物の修繕又は改修に係る費用（事業実施に最低限必要な改修に限る。） ※建物の躯体の変更を伴うなど、大規模な増改築は対象外
	備品購入費	事業実施に当たって必要な備品及び物品の購入費用 (1) 事業に必要と認められる書籍類及び遊具類 (2) 食器類、机、いす、棚、カーペット等の什器類 (3) 調理に要する鍋、フライパン等の器具及び冷蔵庫、電子レンジ、ポット等の家電類
運営費	食材費	食料品の購入費
	消耗品費	食器、衛生品、学習用品、絵本等の購入費
	謝礼金	学習支援を行う学生又はイベント、体験活動などを行うスタッフへの謝礼金（1人1回1,000円を上限とする。）
	使用料・賃借料	実施施設の使用料又は賃借料
	光熱水費	実施施設の光熱水費
	保険料	傷害・賠償責任等の保険料
	印刷費	チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費
	通信費	連絡に要する送料
	修繕費	備品及び実施施設の修繕費
	手数料	食品衛生責任者養成講習会の受講料及び振込手数料

【注意】以下の経費は対象外となります。

- ◆団体の運営に要する経費（団体職員の賃金や役員報酬、事務所の維持管理費など）
- ◆事業に直接必要とされない経費、用途が特定できない経費
- ◆団体構成員の親睦等のための会合や会議の開催経費、接遇にかかる経費
- ◆通常より著しく高額、高級と判断される経費
- ◆その他、補助対象とすることが適当でない判断する経費
- ◆本補助金以外の補助を受けている経費（他の補助を受けていない経費は、本補助対象）

<補助対象期間>

令和3年4月1日～令和4年3月31日に支出する経費

※当該期間の経費であれば、交付決定以前のものも補助対象とします。